

■障害年金専門家会合（第3回）にて厚労省が修正案を提示 - 透析は「2級」を維持、移植は厳しい内容に -

11月7日、厚労省内で3回目となる障害年金の認定基準見直しに関する専門家会合が開かれ、これまでの議論と私たち当事者からのヒアリングを踏まえ、厚労省が新たな修正案を提示しました。

透析については、従来とおり「2級」とすること、さらに「長期透析による合併症の有無とその程度」によっては上位等級に認定することが新たに加わった内容へ変わりました。

これは、全腎協が前回の会合で意見書を添えて主張した「透析治療による時間的拘束」や「長期透析に伴う合併症による状態」が反映されたものと言えます。

一方、移植については、「術後1年間は従前の等級」とする修正案になっており、全腎協が主張している「24時間欠かせない抗免疫療法の服用管理」や「長期透析による合併症は移植術を受けても改善されない現状」から、「免疫抑制剤服用中は透析と同様2級とすべき」とするものとかげ離れた厳しい内容です。

修正案が現実のものとなれば、移植後の障害年金については、移植腎が生着し症状や検査数値が安定していても、これまでのおおむね術後3年間は障害年金2級を継続して受給できていますが、今後は術後1年で支給停止となるケースが増える恐れがあります。

なお、今回の会合にも、関東はもちろん近畿や中国地方など全国の患者会関係者が傍聴にかけつけ、傍聴席の多くを占めました。専門家である構成員の先生方や厚労省に対し、多くの患者が強い関心をもって議論を見守っていることが伝わっていたものと思われまます。

今回の修正案は最終案ではありません。今後予定されているパブリックコメントにて意見公募が行われるまでは、全腎協では引き続きこれらの動きを追っていきます。

障害認定基準（腎疾患）における 厚労省の修正案（抜粋）

- 人工透析療法施行中のものについては2級と認定する。
なお、主要症状、人工透析療法施行中の検査成績、長期透析による合併症の有無とその程度、具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。
- 障害年金を支給されている者が腎臓移植を受けた場合は、臓器が生着し、安定的に機能するまでの間を考慮して術後1年間は従前の等級とする。

（参照）障害認定基準（腎疾患による障害）の事務局見直し案（修正版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/0000065050.pdf>